

平成 22 年度都区財政調整協議まとまる

～21・22 年度普通交付金 かつてない規模の減～

財調協議の概要

◆協議の特徴

昨年の 12 月 2 日から始まった平成 22 年度都区財政調整協議は、本年 2 月 8 日の都区協議会において都区合意に至りました。

今年度の協議は、市町村民税法人分や特別区民税等の落ち込みにより、平成 21、22 年度の両年にわたり、かつて経験したことのない大幅な減収が見込まれる中で行われました。

しかし、税制改正や事務配分の変更など、都区間の財源配分を見直すべき事由が生じないことから、減収に対応した算定内容の見直しや起債の活用による財源補てん措置をどのように講じるかが、協議の中心となりました。

区側は、実態を踏まえた算定内容の改善や減収に伴う対策を提案し、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議は、区市町村振興基金の活用による都から区への貸付を求めて、年末に区長会が都知事に緊急要請するなど、一時難航しました。これは、今回大幅な減収が見込まれる市町村民税法人分が都税であるため、特別区が通常の市町村と同様の減収補てん債を発行できない制度的な制約があることから、その代替措置として、平成 12 年都区制度改革時に合意した事項の履行を求めたものです。

協議の結果、区側から提案した算定内容の改善事項が相当程度反映されたほか、区市町村振興基金を含め起債の活用による減収補てん措置が組み込まれることとなり、また一方で、特別区が他の市町村と同様の減収補てん措置をとれない制度上の問題をはじめ、都区財政調整をめぐる課題を今後都区間で検討していくことの確認が行われました。

協議結果の概要は、次のとおりです。

22 度財調フレーム協議

◆財源見通し

厳しい経済状況や雇用情勢等を反映して、交付金総額、基準財政収入額、基準財政需要額とも、過去最大の減額となりました。

財調交付金の総額は、市町村民税法人分の昨年度に続く大幅な減収により、8,782 億円と、今年度当初に比べ、692 億円、7.3%の減となりました。

基準財政収入額は、特別区民税や地方消費税交付金等の落ち込みにより、9,413 億円と、今年度と比べ、1,023 億円、9.8%の減となりました。

基準財政需要額は、減収を反映して、1兆7,756 億円と、今年度と比べ、1,680 億円、8.6%の減となりました。

平成 22 年度都区財政調整（フレーム対比）は、別紙 1 のとおりです。

◆主な課題の協議結果

○標準職員数の見直し

標準職員数の見直しについて、委託化等に伴う事業費の振替等を含め、実態調査をもとに調整した区案を基本に整理されました。

○清掃費の見直し

サーマルリサイクル本格実施に伴う影響等を踏まえ、標準区ごみ量の更新、リサイクル推進経費の充実、不燃ごみ中継施設の一部廃止、交通集中による収集作業経費の補正など、各区の実態を反映した区案を基本に整理されました。

○医療制度改革の整理

国民健康保険事業助成費、後期高齢者医療制度事業助成費について、平成 20 年度の医療保険制度改革の実績を踏まえて調整した区案を基本に整理されました。

○財源対策

区側提案のうち、区の内部管理費等の項目を来年度以降に検討する課題として整理し、提案内容を重点化したほか、公共施設改築工事等の年度事業量を臨時的に圧縮しました。また、大規模改修経費等へ臨時的に起債を充当し、その償還費を翌年度以降に算定することで、実質的な財源補てん措置を講じることとされました。

○特別交付金の取扱い

区側から、特別交付金の割合を 5 % から 4 % に引下げ、その分を普通交付金化することを提案しましたが、協議が整いませんでした。特別交付金のあり方は来年度、改めて協議します。

21 年度財調再調整協議

市町村民税法人分の大幅な減収で、普通交付金が年度当初の算定に比べ 7 9 7 億円の減となり、厳しい調整が迫られました。

協議の結果、標準給単価等事業費の一部を見直すほか、公共施設改築工事費等へ臨時的に区市町村振興基金の活用を含む起債を充当し、その償還費を翌年度以降に算定することで実質的な減収補てん措置を講じることとされました。

平成 22 年度当初フレーム及び平成 21 年度再調整における協議課題の整理は、別紙 2 のとおりです。

第 3 回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、2 月 8 日に開催された都区協議会において、正式に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して多田区長会会長が発言した内容は別紙 3 のとおりです。

平成22年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区分		平成22年度 当初見込ア	平成21年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ
調整税等	固定資産税	1,104,898	1,054,830	50,068	4.7
	市町村民税法人分	497,741	643,406	△ 145,665	△ 22.6
	特別土地保有税	24	13	11	84.6
	たばこ税調整額	0	1,524	△ 1,524	皆減
	交付金調整額	0	15,388	△ 15,388	皆減
	計(A)	1,602,663	1,715,161	△ 112,498	△ 6.6
交付額	(A)×55%	881,465	943,339	△ 61,874	△ 6.6
	精算分	△ 3,314	4,052	△ 7,366	—
	交付金総額(B)	878,151	947,391	△ 69,240	△ 7.3
	普通交付金分(B)×95%	834,243	900,021	△ 65,778	△ 7.3
基準財政収入額(C)		941,332	1,043,589	△ 102,257	△ 9.8
内訳	特別区民税	734,863	804,728	△ 69,865	△ 8.7
	地方消費税交付金	107,045	120,711	△ 13,666	△ 11.3
	特例加減算額	△ 2,035	△ 5,993	3,958	—
	その他	101,459	124,143	△ 22,684	△ 18.3
基準財政需要額(D)		1,775,575	1,943,610	△ 168,035	△ 8.6
内訳	経常的経費	1,585,124	1,651,836	△ 66,712	△ 4.0
	投資的経費	190,451	291,774	△ 101,323	△ 34.7
差引(D-C)		834,243	900,021	△ 65,778	△ 7.3

都区財政調整協議のまとめ

I 平成 22 年度当初フレームにおける協議課題の整理

(1) 基準財政収入額の算定

1. 特別区民税の見込み方法	1 項目
○特別区民税の見込み方法	

(2) 基準財政需要額の算定

1. 新規算定	2 項目
○育児支援家庭訪問事業費 ○雨水流出抑制事業助成金（態容補正）	
2. 算定改善等	15 項目
<p><算定充実> 7 項目</p> <p>○災害対策費（生活必需品の備蓄） ○ケアハウス事業費（態容補正） ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費 ○認証保育所運営費等事業費 ○商工振興費 ○特別支援教育経費 ○放課後子ども教室推進事業費</p> <p><事業費の見直し> 3 項目</p> <p>○公金取扱手数料の見直し ○高齢者在宅サービスセンター新設経費の廃止 ○道路占用料・公園占用料および使用料の見直し（特定財源）</p> <p><算定方法の改善等> 5 項目</p> <p>○職員健康管理費 ○医療制度改革の整理（国民健康保険事業助成費） ○医療制度改革の整理（後期高齢者医療制度事業助成費） ○清掃費の算定改善 ○人件費の算定改善</p>	

3. その他	2 項目				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: left;"><財源対策></td> <td style="text-align: right;">2 項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮 ○大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源） </td> </tr> </table>		<財源対策>	2 項目	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮 ○大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源） 	
<財源対策>	2 項目				
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設改築工事費および道路改良費における年度事業量の臨時的圧縮 ○大規模改修経費等への臨時的起債充当（特定財源） 					

II 平成 21 年度再調整における協議課題の整理

(1) 基準財政需要額の算定

6 項目									
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: left;"><事業費の見直し></td> <td style="text-align: right;">3 項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○公金取扱手数料の見直し ○公園占用料および使用料の見直し（特定財源） ○標準給単価等の見直し </td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"><財源対策></td> <td style="text-align: right;">3 項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○減債対策経費の見直し ○道路改良への臨時的起債充当（特定財源） ○区市町村振興基金等を活用した公共施設改築工事費への臨時的起債充当（特定財源） </td> </tr> </table>		<事業費の見直し>	3 項目	<ul style="list-style-type: none"> ○公金取扱手数料の見直し ○公園占用料および使用料の見直し（特定財源） ○標準給単価等の見直し 		<財源対策>	3 項目	<ul style="list-style-type: none"> ○減債対策経費の見直し ○道路改良への臨時的起債充当（特定財源） ○区市町村振興基金等を活用した公共施設改築工事費への臨時的起債充当（特定財源） 	
<事業費の見直し>	3 項目								
<ul style="list-style-type: none"> ○公金取扱手数料の見直し ○公園占用料および使用料の見直し（特定財源） ○標準給単価等の見直し 									
<財源対策>	3 項目								
<ul style="list-style-type: none"> ○減債対策経費の見直し ○道路改良への臨時的起債充当（特定財源） ○区市町村振興基金等を活用した公共施設改築工事費への臨時的起債充当（特定財源） 									

都区協議会における区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、法人住民税や特別区民税等の落ち込みにより、平成 21 年度、22 年度の両年にわたり、かつて経験したことのない大幅な税収減が見込まれる状況のもとでの協議となった。

私どもは、今回の大幅な減収が、都区の合意事項である配分割合の変更事由には当たらないと判断し、現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。とりわけ平成 21 年度再調整については、年度途中の調整税の大幅な減収であり、住民サービスの急激な低下に直結しないよう、平成 12 年都区制度改革時に都区間で合意した、一般の市町村の減収補てん債に代わる区市町村振興基金の活用を減収対策として組み込むことを主張した。

協議の結果、急激な減収が見込まれる中での臨時応急の措置として、区市町村振興基金の活用のほか、起債の活用による実質的な減収対策が講じられる一方、23 区間で主体的に調整して提案した事項が相当程度反映できることとなった。また、協議の中で明らかとなった、特別区の減収対策に関する制度的な問題点については、今後早期に議論を行っていくべき課題として確認することができた。こうしたとりまとめができたのは、都区の合意事項を尊重しながら、都区双方が努力した結果であり、評価すべきものと考えている。

なお、協議の過程においては、都側から特別区の需要を削減するよう求められ、都区間の見解の相違が表面化した場面もあった。しかし、特別区は、現行の配分割合のもとで、責任を持って財政運営を行っている。かねて申し上げているところではあるが、今後の協議にあたっては、23 区間の配分は特別区の主体的な調整に基づき行うよう強く求めておきたい。

財政状況が一段と厳しさを増す一方で、地方分権改革も進められつつあり、様々な課題の解決が迫られる中で、都区間の連携でこの難局を乗り越えていくことがこれまで以上に求められている。今後とも都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。